

《適合状況確認》

確認日：拡大教授会 2025 年 4 月 24 日（木）

山梨学院短期大学（以下、「本学」といいます。）は、2021 年 10 月 21 日（木）付でガバナンス・コード第 1 版を公表し、2023 年 4 月 27 日（木）付で第 2 版に改訂いたしました。

このたび、本学におけるガバナンス・コードへの適合状況については、各章・各節に示された確認項目ごとに適合状況確認を行いました。経営事項については本学を設置する学校法人 C2C Global Education Japan（以下、「本学校法人」といいます。）内で説明を行うとともに意見聴取を行い、教学事項については本学拡大教授会に諮り意見聴取を行いました。

適合状況確認の実施方法、及び適合状況確認の際に聴取した意見への対応については、本学校法人監事の監査を受け、以下の通りまとめています。

なお、私立学校法の改正が行われることから、適合状況確認の時期を 2025 年 3 月 31 日付としています。

確認項目	実施状況
第 1 章 経営の安定性・継続性の確保	
1. 経営と教学の連携・協力	
(1)	
1) 建学の精神を明示し、内外に周知しています。	本学校法人ウェブサイト、本学ウェブサイト及び本学学生便覧等で周知しています。
2) 建学の精神に基づいた教育目的を明示し、内外に周知しています。	本学校法人ウェブサイト、本学ウェブサイト及び本学学生便覧等で周知しています。
(2)	
1) 本学校法人は、学長等を理事として選任しています。	寄附行為において、山梨学院大学学長を理事として選任することになっており、本学の学長は理事として選任していません。経営と教学の連携については、理事長と系列学校の学長が個別に意見交換する機会として、2021 年度から「事業計画ヒアリング」が実施されています。
2) 本学校法人は、学長等が学校教育法に定める職務を確実に実行できるよう、組織・規則等を整備するよう努めています。	学長の職務が法令等に基づいて実行できるよう、組織・規程等が整備されています。学長が学内での任務を果たすことができるよう、教学事項をはじめとする業務遂行に必要な権限が委ねられています。
2. 中期的な計画の策定と盛り込むべき内容	
(1)	
1) 原則として 5 年ごとに中期的な計画を策定しています。	2020 年に本学の 5 か年計画が策定され、以降、毎年度振り返りに基づく見直しを行っています。現在、2026 年度までの中期計画が本学ウェブサイトで公開されています。 本学校法人の中期計画については、2020 年に教学・人事・施設・財務に関する事項について、データやエビデンスに基づいた 5 か年の中期計画を策定しており、学生募集の状況等に差異が生じた際には見直しを行っています。現在は、2026 年度までの中期計画を策定しています。
2) 中期的な計画の策定及び進捗状況をチェックする組織を確立しています。	中期計画の進捗状況は、本学将来構想・情報戦略委員会（学長の諮問機関）及び本学拡大教授会兼合同会議でチェックする仕組みが確立されています。中期計画に基づく経営の見通しについては、毎年度決算に合わせて進捗状況を検証して、計画の修正が必要な場合には理事会で審議しています。 本学校法人の中期計画については、学生募集の状況や補助金収入等の実績を踏まえ、理事長及び中期計画を担当する理事を中心に見直しを行う体制としており、修正が必要な場合には理事会で審議しています。

3) 中期的な計画の策定及び進捗状況を確認する際には、役員等から教職員まで幅広く意見を集約できる体制を整えています。	2) の仕組みを通して教職員から意見を集約することができます。役員等の意見は、理事長を通して「予算ヒアリング」時に伝達されます。
4) 中期的な計画には、教学、人事、施設、財務等に関する事項などの中から中期的に取り組むべき内容を盛り込んでいます。	中期計画には、教学、人事、施設、財務等に関する事項が盛り込まれています。
5) 中期的な計画には、毎年策定する事業報告書をふまえ、主な事業の目的・計画及びその進捗状況を記載するとともに、認証評価機関の評価結果をふまえた内容を記載しています。	本学の中期計画は、毎年の事業計画及びその進捗状況を踏まえて見直しがなされています。毎年の事業報告書は本学校法人監事による監査報告書とともに、本学校法人ウェブサイトにて公開されています。認証評価機関の評価結果については、毎年度作成する「自己点検・評価報告書」に記載し、本学ウェブサイトにて公開しています。
3. 危機管理を含めたコンプライアンスの在り方	
(1)	
1) すべての教育活動、また業務に関し、法令、寄附行為、学則等が遵守される組織体制を整備しています。	すべての教育活動、また業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程を遵守する取組みを組織的に行っています。
2) 教職員等が法令、寄附行為、学則等に触れ、理解する機会を設けています。	全専任教職員が参加する拡大教授会兼合同会議での諸規程等の改廃を討議することなどを通して、教職員等が法令、寄附行為、学則等に触れ、理解するよう努めています。
3) 違反する行為又はそのおそれがある行為に対する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図るための体制を整備しています。	教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口が開設され、通報者の保護を図るための体制が整備されています。
4) 健全な運営を阻害するハラスメント等の要因に対しては、それらの防止に努めるとともに、厳正に対処するための諸規程及び体制を整備しています。	ハラスメント防止に努めるとともに、厳正に対処するための諸規程及び体制を整備しています。
4. 地域貢献	
(1)	
1) 地域・社会の地方公共団体、企業、他の教育機関、文化団体、その他の関係団体並びに在学生、保護者、同窓会等、内外のステークホルダーと連携できる体制を整えています。	山梨県の食・保育分野の専門機関、社会福祉協議会、高等学校の代表者からなる学外助言評価委員会を設置し、連携しています。在学生が参画した自己点検・評価の仕組みも整えています。
2) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施しています。	本学地域連携研究センターを設置し、公開講座や履修証明プログラムを実施しています。
3) 教職員及び学生が地域・社会に貢献できる体制を整えています。	本学地域連携研究センターが窓口となり、教職員及び学生が地域・社会に貢献できる体制を整えています。

第2章 自律的なガバナンス体制の確立	
1. 理事会機能の充実	
(1)	
1) 理事会は、本学校法人の業務を決定し、理事の職務執行を監督しています。	理事会は、法人の代表機関として意思決定を行うと同時に、理事の職務執行を監督しています。
2) 理事会は理事長が招集します。なお、やむを得ず欠席となる理事に対しては、事前に議題の説明（注）を行い、議題ごとに書面による賛否表明や委任状を得るなど、適切に理事会を運営しています。 （注）「事前に議題の説明」とは、文書・電話による説明を含め、対面による説明に限定するものではありません。	理事会は理事長が招集し、議題を示した開催通知と議事資料が事前に理事に対して送付されます。理事が欠席する場合には、議題ごとの賛否を書面で表明しています。
3) 執行者を理事に任ずるか、又は業務執行者を理事会に出席させるなどの配慮をしています。	理事会には、役員のほか、本学校法人の業務執行者が陪席して質疑に対応しています。
4) 理事会及び理事長が適切な決定を行うために、各理事は役割を理解し、それぞれの専門分野においてその役割を果たしています。	各理事は役割を理解し、それぞれの専門分野においてその役割を果たしています。
5) 外部理事の意見を取り入れる機会を設け、多面的な経営判断ができる体制を整えています。	複数名の外部理事が任命されており、多面的な経営判断ができる体制を整えています。
6) 理事に対し、研修や情報提供の機会を設けています。	理事に対しては、議事資料に盛り込まれた情報に関する解説を行うなど、職務に必要な情報提供に務めています。
(2)	
1) 理事長は、本学校法人を代表し、その業務を総理しています。	寄附行為に定められている通り、理事長は、本学校法人を代表し、その業務を総理しています。
2) 理事長の代理権限順位を明確に定めています。	理事長の代表権限を継承する順位が第二順位まで決定されています。
3) 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、本学校法人のため忠実にその職務を行っています。	すべての理事が、法令及び寄附行為を遵守して、忠実義務を履行しています。
4) 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負うことを理解しています。	すべての理事が、善管注意義務の内容と第三者に対する損害賠償義務を負うことを理解した上で、職務にあたっています。
5) 理事は、本学校法人と理事の利益が相反する取引を行う場合には、事前に理事会の承認を得なければならないことなどを理解し、法令に基づき適切な理事会運営を行っています。	理事と本学校法人との間で利益相反取引が行われる場合には、事前に理事会の承認が必要となっており、法令に基づく適切な運営が確保されています。
(3)	
1) 寄附行為に定める人数の理事を置いています。また欠員が出た場合は速やかに補充しています。	寄附行為に定められた人数の理事が選任されており、欠員が生じた場合には速やかに後任として適任者を探すことになっています。
2) 理事となる者は、次に掲げる者とし、適切に選任されています。 ①本学院の設置する学校の校長 ②本学院の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 ③前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者	寄附行為に定められた区分したがって、理事が選任されています。

3) 理事長は、他の学校法人の理事長を 2 以上兼務していません。	理事長は、他の学校法人の理事長を 2 以上兼務していません。
4) 理事は、他の学校法人の理事又は監事を 4 以上兼務していません。	理事は、他の学校法人の理事又は監事を 4 以上兼務していません。
5) 理事は、理事及び監事の内にその配偶者又は 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれていません。	理事に任命されている者の中に、理事及び監事の内にその配偶者又は 3 親等以内の親族は 1 人を超えて含まれていません。
6) 理事長及び理事の解任について、寄附行為に定めています。	理事長及び理事の解任について、寄附行為に定めています。
7) 外部理事（私立学校法第 38 条第 5 項に該当する理事）を 2 人以上選任しています。	外部理事を 2 人選任しています。
2. 監事機能の充実	
(1)	
1) 監事は、本学校法人の業務（教学を含む。以下、同様。）若しくは財産の状況又は理事の業務執行状況を監査するとともに、監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出しています。	監事は、毎年度、監査計画に基づいて、本学校法人の業務、財産の状況又は理事の業務執行状況のほか、設置学校の教学運営を含めて監査するとともに監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出しています。
2) 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任を負うことを理解しています。	すべての監事が、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任を負うことを理解しています。
3) 監事は、理事の違法行為等差止請求権、理事会招集請求権等の権限があることを理解しています。	すべての監事が、理事の違法行為等差止請求権、理事会招集請求権等の権限があることを理解しています。
4) 監事は、その責務を果たすため、理事会その他の重要会議に出席し、意見を述べています。	監事は、その責務を果たすため、理事会のほか、学校法人の運営に関する重要事項を審議する会議や「事業計画ヒアリング」などの教学運営に関する会議にも出席し、意見を述べています。
5) 本学校法人は、監事に対し、研修や情報提供の機会を設けています。	監事に対して、理事会の議事資料に盛り込まれている情報について説明するほか、研修案内や各種会議の議事資料を提供することで、情報提供を行っています。
(2)	
1) 監事の選任については、理事長のみの判断で決定するのではなく、評議員会の同意に基づいています。	寄附行為に定める通り、監事の任命には、評議員会の同意が求められています。
2) 監事を 2 人以上置いています。	2 人の監事が任命されています。
3) 監事は、他の学校法人の理事又は監事を 4 以上兼務していません。	監事は、他の学校法人の理事又は監事を 4 以上兼務していません。
4) 監事は、理事及び監事の内にその配偶者又は 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれていません。	監事に任命されている者の中に、理事及び監事の内にその配偶者又は 3 親等以内の親族は含まれていません。
5) 監事は、本学校法人の理事、評議員又は職員を兼務していません。	監事は、本学校法人の理事、評議員又は職員を兼務していません。

3. 評議員会機能の充実	
(1)	
1) 次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ評議員会の意見を聴いています。 ①予算及び事業計画 ②事業に関する中期的な計画 ③借入金及び重要な資産の処分に關する事項 ④役員に対する報酬等の支給基準 ⑤寄附行為の変更 ⑥合併 ⑦解散 ⑧収益を目的とする事業に関する重要事項 ⑨その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの	これらの事項は、寄附行為において評議員会の諮問事項とされており、評議員会の意見を聴いています。
(2)	
1) 評議員会は、本学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができることが寄附行為に明記され、周知されています。	評議員会は、本学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができることが寄附行為に明記され、周知されています。
2) 本学校法人は、評議員に対し、研修や情報提供の機会を設けています。	評議員会の議事資料に盛り込まれた情報について説明するほか、研修案内などの情報提供も行っています。
(3)	
1) 評議員となる者は、次に掲げる者とし、適切に選任されています。 ①本学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 ②本学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢 25 年以上のものの中から、寄附行為の定めるところにより選任された者 ③前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者	寄附行為に定められた区分したがって、評議員が選任されています。
2) 評議員は、本学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に応えるため、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出するよう努めています。	本学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に応えるため、学校法人の運営について見識を有し、有益な意見具申ができる適任者を選出するよう努めています。
3) 評議員は、寄附行為に基づき、理事の定数の 2 倍を超える数を選任しています。また、欠員が出た場合は、速やかに補充しています。	7 人の理事に対して、15 人の評議員が選任されています。また、欠員が生じた場合には速やかに後任として適任者を探すことになっています。

第3章 教学ガバナンスの充実	
1. 本学の役割の明確化と自己点検・評価の充実	
(1)	
1) 学修成果を明示し、内外に周知します。	学修成果について、本学ウェブサイト、学生便覧、自己点検・評価報告書で周知しています。
2) 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学受入れの方針（アドミッション・ポリシー）、及びこれらの評価するためのアセスメントプランを明示し、内外に周知します。	3つのポリシー及びアセスメントプランについて、本学ウェブサイト、学生便覧等で周知しています。
(2)	
1) 7年以内に1回、認証評価を受審し、適格の評価を受けています。	7年以内に1回、認証評価を受審しています。2020年度に3回目の認証評価を受審し、適格の評価を受けました。
2) 定期的に自己点検・評価を行っています。	毎年度、自己点検・評価を行い、その結果を自己点検・評価報告書にまとめ、本学ウェブサイトで公表しています。
3) 本学校法人の中期的な計画のうち、本学に係る項目は、認証評価機関の評価結果をふまえた内容を記載しています。	2020年度に3回目の認証評価を受審し、適格の評価を受けました。中期計画については、前回の認証評価結果を踏まえた内容を記載しています。
2. 学長のリーダーシップと教員組織の充実	
(1)	
1) 学長は、本学校法人が定める規程等に基づき、的確な人材が選任されています。	学長は、本学校法人の学長選任規程に則り選出され、理事会での審議を経て任命されています。
2) 学長は、本学の建学の精神及び教育目的を理解し、それに照らした大学運営に努めています。	学長は、建学の精神及び教育目的を理解し、リーダーシップを発揮し、本学の教学運営を統督しています。
(2)	
1) 本学には学長のほか、教授、准教授、講師、助教、助手及び事務職員等を法令に基づき、適切な運営体制のもとに置いています。	短期大学設置基準等を満たす教員等を確保しています。教職員の氏名及び履歴・業績等については本学ウェブサイトで公表しています。
2) 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べています。 ①学生の入学、卒業及び課程の修了 ②学位の授与 ③そのほか、教育に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの	本学の拡大教授会兼合同会議では、①②③について審議しています。審議する事項については教授会規程に定めています。ただし、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うにあたり意見を述べる機関であり、学長の最終判断は教授会の審議結果に拘束されるものではありません。なお、学長が教授会の審議結果とは異なる決定を行うにあたっては、学長は教授会に対してその決定を行うに至った合理的理由についての説明を尽くすなど、学長としての説明責任を果たしています。
3. 教職員の資質向上	
(1)	
1) 教員に対するFD（ファカルティ・ディベロップメント）活動に関する規程を整備し、適切に実行しています。	FD活動に関する規程を整備し、実行しています。
2) 事務職員のほか、教授等の教員や学長等の大学執行部、技術職員等に対するSD（スタッフ・ディベロップメント）活動に関する規程を整備し、適切に実行しています。	SD活動に関する規程を整備し、実行しています。
3) 組織の活性化を図るため、教職協働による運営体制が整備されています。	本学では全ての委員会に教員・職員が所属するなど、教職協働による運営体制が整備されています。

第4章 情報の公開と公表	
1. 情報公開と発信	
(1)	
1) 本学校法人は、法令に基づき、下記の情報を公開しています。 ①財産目録 ②貸借対照表 ③収支計算書 ④事業報告書（法人の概要・事業の概要・財務の概要を含むもの） ⑤監事による監査報告書 ⑥役員等名簿 ⑦寄附行為 ⑧役員報酬の基準	本学校法人は、法令に基づき、本学校法人ウェブサイト①から⑧までの情報を公開しています。
2) 1)の情報について、⑦については最新のものを、その他は作成の日から5年間、各事務所に備えて置き、請求があった場合には閲覧できるようにしています。	本学校法人は、法令に基づき、関係する情報を、本学校法人の法人本部に備え置いています。
3) 本学校法人は、法令に基づき、1)の内容を公表しています。	本学校法人は、法令に基づき、本学校法人ウェブサイト①から⑧までの情報を公開しています。
4) 本学校法人は、法令に基づき、設立時の財産目録を備えて置いています。	本学校法人は、法令に基づき、設立時の財産目録を備えて置いています。
5) 本学校法人が相当割合を出資する会社がある場合、法令に基づき情報公開を行っています。	本学校法人は、法令に基づき、本学校法人ウェブサイト①に本学校法人が相当割合を出資する会社の情報について公開しています。
(2)	
1) 本学は、下記の情報を公表しています。 ①教育研究上の目的及び i) 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、ii) 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、iii) 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）、iv) アセスメントプラン ②教育研究上の基本組織 ③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績 ④入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業・修了者数並びに進学者数及び就職者数等 ⑤授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画 ⑥学習の成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準 ⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境 ⑧授業料、入学金その他私立大学・短期大学が徴収する費用 ⑨学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係わる支援	本学ウェブサイトにおいて①から⑨までの情報を公表しています。